

令和8年度 法科大学院入学者選抜試験問題

民 法

1. 試験開始の合図があるまで、この問題用紙の中を見てはいけません。
2. 試験時間は90分です。
3. 試験中に問題用紙の印刷不鮮明や解答用紙の汚れ等に気付いた場合は、手を挙げて監督者に知らせてください。
4. 解答にあたっては、必ず黒か青のペンまたはボールペン(鉛筆は不可)を使用してください。
5. 解答用紙に記入するときには、下記の点に注意してください。
 - (1) 受験番号・氏名を所定欄に記入してください。
 - (2) 解答用紙は、3枚あります。すべての解答用紙に受験番号・氏名を記入し、ホチキスは、はずさないで使用してください。
 - (3) 訂正する場合は、＝線で消すなどして、分かりやすく訂正してください。
 - (4) 解答用紙は、折り曲げたり汚したりしないでください。
6. 問題用紙の余白等は適宜利用してかまいません。
7. 試験終了後、問題用紙は持ち帰ってください。

【民 法】

解答はすべて解答用紙の所定欄に記入しなさい。

第1問

民法に関する次の各問いの（ ）に入る言葉を答えなさい。なお、（ ）が複数ある場合は、同じ言葉が入るものとする。

(各4点×10問)

- (1) 法人は、定款その他の基本約款で定められた（ ）の範囲内において、権利を有し、義務を負う。〔漢字2字〕
- (2) （ ）は、権利の承認があったときは、その時から新たにその進行を始め、催告があったときは、その時から六箇月を経過するまでの間は、（ ）は、完成しない。〔漢字2字〕
- (3) 保存行為は各共有者がすることができるが、共有物の（ ）に関する事項は、各共有者の持分の価格に従い、その過半数で決することができる。〔漢字2字〕
- (4) 質権者は、その権利の存続期間内において、自己の責任で、質物について、（ ）をすることができる。この場合において、（ ）をしたことによって生じた損失については、不可抗力によるものであっても、その責任を負うとされる。〔漢字2字〕
- (5) 債権者に（ ）がある場合において、債務者の履行の提供があった時以後に当事者双方の責めに帰することができない事由によってその債務の履行が不能となったときは、その履行の不能は、債権者の責めに帰すべき事由によるものとみなされる。〔漢字4字〕
- (6) 債権法の改正により、（ ）の制度は、当事者双方の責めに帰することができない事由によって債務を履行することができなくなったとき、債権者は、反対給付の履行を拒むことができる制度に変更された。〔漢字4字〕
- (7) （ ）とは、いかなる名目によるかを問わず、賃料債務その他の賃貸借に基づいて生ずる賃借人の賃貸人に対する金銭の給付を目的とする債務を担保する目的で、賃借人が賃貸人に交付する金銭のことである。〔漢字2字〕
- (8) 管理者は、本人の身体、名誉又は財産に対する急迫の危害を免れさせるために（ ）をしたときは、悪意又は重大な過失があるのでなければ、これによって生じた損害を賠償する責任を負わないとされる。〔漢字4字〕
- (9) （ ）とは、婚姻をする意思があつて、社会的形的には夫婦と同じ共同生活を営んでいるが、届出をしていないため、法律的には夫婦といえない場合のことをいうとされる。〔漢字2字〕
- (10) 自筆証書遺言については、遺言書の保管者は相続の開始を知った後、遺言書の保管者がいない場合は相続人が遺言書を発見した後、遅滞なくこれを家庭裁判所に提出して、その（ ）を請求しなければならないとされる。〔漢字2字〕

第2問

次の問題について論じなさい（それぞれ解答用紙の10行以内で記入すること）。

- (1) 甲不動産の所有者Aが合理的な理由もないのにBに登記済証を預けたままにし、さらにBに印鑑登録証明書を交付して、BがAの面前でAの実印を登記申請書に押捺するのを漫然と見ていたなど、Aの余りにも不注意な行為によってAからBへの所有権移転登記がなされた場合に、無権利者Bを所有者と信頼して甲不動産を買い受けたCはその所有権を取得できるか、判例の見解を理由とともに述べたうえで、その射程範囲を論じなさい。（配点20点）
- (2) 契約の一方当事者Aが、契約締結に先立ち、信義則上の説明義務に違反して、当該契約を締結するか否かに関する判断に影響を及ぼすべき情報を他方当事者Bに提供しなかったために、相手方Bが本来であれば締結しなかったはずの契約を締結するに至り損害を被ったとき、Aは、Bに対し、Bの損害につきいかなる根拠の損害賠償責任を負うか、判例の法的構成とその理由を論じなさい。（配点20点）

第3問

【事実】

- 1 個人で事業を営んでいるAは、その所有する甲土地を売却することとした。
- 2 令和7年4月2日、Aは、知人のBから甲土地を2000万円で購入したいとの申出を受け、この額が時価相当であったことから、Bに売却することを決めた。
- 3 Aは、事業の不振により債務超過に陥っていたことから、Bに対し、登記手続は来月になってしまうが、売買契約の締結と代金の授受は早々にさせてほしいと懇請し、Bはこれに応じた。
- 4 令和7年4月5日、Aが甲土地を2000万円でBに売却する旨の契約（以下「契約①」という。）がAとBとの間で締結され、代金全額がBからAに支払われた。なお、甲土地は、Aが所有する唯一のめぼしい財産であった。
- 5 令和7年4月8日、Cは、Aが甲土地を売却した相手が、かねてより恨みを抱いているBであることを知って、契約①を阻止し、Bに損害を与えようと考えた。
- 6 Cは、Aに対して今後継続的にAの事業を支援するから、甲土地は自分に1000万円で売ってほしいと述べた。
- 7 Aは、今後のCからの支援に期待をかけ、Cの申出を受けることにした。
- 8 令和7年4月12日、Aは、甲土地を1000万円でCに売却する旨の契約（以下「契約②」という。）をCとの間で締結した。
- 9 令和7年4月15日、CからAに代金全額が支払われ、甲土地につきCへの所有権移転登記がされた。
- 10 令和7年5月8日、Cは、甲土地を2000万円でDに売却する旨の契約（以下「契約③」という。）をDとの間で締結した。
- 11 令和7年5月10日、DからCへの代金全額の支払と、甲土地につきDへの所有権移転登記がされたが、Dは、契約③の締結に当たり、契約①の存在やAが十分な資力を有していないことについてCから説明を受けていた。

【設問1】 これらの事実の下で、BがDに対し、所有権に基づく移転登記請求を行う場合その請求が認められるか論じなさい。(配点20点)

【設問2】 これらの事実の下で、BがDに対し、詐害行為取消請求を行う場合その請求が認められるか論じなさい。

また、請求が認められる場合、BA間、DA間の法律関係がどうなるかも論じなさい。
(配点20点)

以 上